

第三回大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議議事録

開 催 日 平成23年11月4日（金曜日）

開催場所 大阪府咲洲庁舎 45階 会議室

第3回大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議

平成23年11月4日

司会（藤田主査） 長らくお待たせいたしました。只今から「第3回大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議」を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中、本検討会議に出席を賜りありがとうございます。

私は、議事が始まるまでの司会を務めさせていただきます大阪府循環型社会推進室の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

さて、今回の検討会議につきましては、大阪府の「会議の公開に関する指針」に基づき、公開とさせていただいております。また、傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししました傍聴要領に記載しております遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。携帯電話に関して、マナーモードにするか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元に配布しております資料の確認をお願いします。資料としましては、議事次第とその裏面に配布資料一覧、出席者名簿とその裏面に配席表、本検討会議の設置要綱、資料1「第2回検討会議の議事録」、資料2「第2回検討会議の議事概要」、資料3-1「論点と検討会議の結果」、資料3-2「東日本大震災の災害廃棄物処理の指針(骨子案)」、資料4「新たな府民意見について」、資料5「岩手県の災害廃棄物の現状」、資料6-1「大阪府の実態に合わせた直接埋立処分シナリオにおける被ばく線量の試算」、資料6-2「大阪府の実態に合わせた焼却処理シナリオにおける被ばく線量の試算」、資料7「処理の各工程ごとの放射性物質濃度や線量率についての考え方に関する資料」、以上が本日の資料です。資料の不足等ございましたら事務局にお申し付けください。

それでは、ここからの議事については、山本座長に進行をお願いいたします。

山本座長 おはようございます。それでは、前回に引き続いて論点について、順次議論を進めてまいりたいと思います。今日は、前回の議論で積み残しとなった論点を中心に、ひとつは「安全に処理するための基本的考え方」、もうひとつは「処理の各工程ごとの放射性物質濃度や線量率についての考え方」について主に議論したいと思います。順番に事務局からご説明いただき、一項目ずつ一定の時間で議論いただきたいと思います。もし、時間内に全ての議論ができない場合は、次回に議論していただくこととしますが、できる限り円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず、議題1、前回までの結果と新たな府民からの意見について事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

下村課長補佐 資源循環課の下村です。資料1が前回、第2回の検討会議の議事概要、資料2が前回の詳細な議事録です。この内容についてご確認をいただきたいということがまず一点目です。

続きまして資料3-1です。これは第1回の検討会議でお示しいたしました論点の整理という資料に検討会議として考え方、あるいは国の考え等で新しく示された部分を追加しております。左から2つ目の枠に検討会議としての考え方という部分が今回新しく作った内容です。対象とする放射性物質に関しましては、前回の議論の結果、当面はセシウムを対象とし、他の核種の測定結果が出れば、必要に応じて再度議論するということになっています。前回、横浜市でストロンチウムが検出されたということでしたが、文部科学省が公定法で今後検査するということですので、その結果を見てまた議論をする場合も出てくるのかなと思ってお

ります。線量限度の考え方について、一般公衆の線量限度は1 mSv/年以下、作業者の線量限度も一般公衆と同じ1 mSv/年以下、国が8,000Bq/kg以下の焼却灰を安全に埋め立てられるとした算出根拠の計算式や計算方法は妥当、大阪府域での作業実態に合わせて作業者や子どもも含めて一般公衆の被ばく線量を計算すべきではないかというのが前回出されましたご意見ですので、こういう形でまとめました。これについてのご意見もいただければと思っております。

資料3-2はこの検討会議の結果を受けまして大阪府として策定しようとしております災害廃棄物処理の指針の骨子案を前回もお示ししましたが、放射線に関する部分に関しまして、前回までの議論を踏まえて若干記載をしております。対象とする放射性物質はセシウム134及びセシウム137とする。当面はセシウムを対象としますが、他の核種の測定結果が出れば必要に応じて再度議論をさせていただこうというものです。

資料4は新たな府民意見についてということで、主なご意見を掲載しております。まず件数について、今年の3月14日から10月27日まででトータルで3,942件です。前回以降の件数としては、9月23日以降に2,742件のご意見・ご要望が大阪府に寄せられました。前回から一気に増えていますが、前回ご報告しました団体からの署名・ご要望が1,974件ありまして、これをすべて加えたので件数が大幅に増えております。反対意見が2,736件、賛成意見が6件という状況です。事務局からの説明は以上です。

山本座長 ありがとうございます。それでは委員の先生方、ただいまの説明について何かご質問はありませんか。

まず資料1、2は前回の会議内容についての記録です。これについては我々は事前に目を通して確認しております。

資料3-1ですが、論点について前回議論をして大体こういう結果が得られたということが太字で書いているということですね。こういうまとめ方で問題ないと私は思うのですが、先生方よろしいでしょうか。

委員一同 (うなづく。)

山本座長 分かりました。資料3-2については、空白を埋めていくことが我々のタスクですが、これも同じような資料が前回出ておりましたね。ほとんど変わっていないということで、特に問題がないかと思えます。

資料4については府民のご意見ということで、これも第1回からいろいろな意見を見せていただいております。こういったご心配をどうクリアしていくか、新たに取り入れるべきことがあるかどうか、皆さんがこういったご心配をお持ちなのか、そういったことを考える上で参考にさせていただきながら進めさせていただくと。これは第1回目から変わらないことですし、これからもよく吟味しながら進めていきたいと思っております。先生方、府民の意見のサマリーシートについて何かご意見ありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同 (うなづく。)

山本座長 それでは、前回の会議で被災地の岩手県の状況、実際に対象とする廃棄物についてもう少し詳しく知りたいということを言いましたところ、事務局で段取りを組んでいただき、本日は岩手県資源循環推進課で災害廃棄物を担当されている黒田課長にお越しいただきまして、岩手県の現状についてご説明いただきたいと思います。それでは黒田課長、よろしくお願いたします。

黒田災害廃棄物対策特命課長 [パワーポイント(資料5)により説明]

皆様、おはようございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。岩手県

から参りました環境生活部資源循環推進課で災害廃棄物担当をしております黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速岩手県の現状についてご説明していきたいと思えます。

今日こうしてお招きいただいているわけですが、実は私、もしかしたらここに来ることができないような状況になっていたかもしれないということがあります。それは当時私は釜石市の保健所で働いておまして、被災する3月11日は大槌町、釜石市よりも少し北にあるのですが、そこに仕事で行っておまして、まさに海の真ん前に立っているホテルで、衛生指導があってその社長さんと会議をしている最中でした。三陸海岸というのを聞きになったことがあると思えますが、青森県から宮城県にわたる総延長500kmくらいの三陸海岸の全部が今回の津波で被災を受けているという状況です。特に岩手県はそのうちの190kmくらいを占めておまして、すべて被災して大変な状況になっているわけです。

これが私のおりました波板観光ホテルというところですが、もうこのような状況でして、この奥に会議室があってそちらにいたわけですが、津波が来てめちゃくちゃになってしまいました。地震で玄関の屋根が落ち、津波が来てごちゃごちゃになっています。大阪もかなり揺れたと思えますが、かなり強い揺れが来まして、防災体制に入らなければならないということで会議を打ち切って外に出ました。ところがその後津波が来ることになって、山の上に避難して、そこで一晩明かして、今の私があるわけです。この場所でたくさん亡くなっている方もおられます。たまたま生き残って、今このような仕事をしている、これは運命なのかなと思っております。ですから、災害廃棄物処理に関してはしっかり頑張らないといけないと思っております。津波が来て、ここに砂浜がずっとあったわけですが、すっかりえぐられて無くなってしまっています。ホテルの裏手も廃墟になってしまっています。

次に、吉里吉里という場所をお示ししていますが、私が先ほど申しました波板観光ホテルはこの写真の少し上つまり北側にあります。この吉里吉里も当然津波の被害を受けておまして、町が今は無くなっている状況です。

私が被災を受けた現場を中心にお話していきますが、この吉里吉里は泳ぐ場所があったり、漁港があったり、フィッシャリーナがあったりと広く使われている場所ではありますが、現状はフィッシャリーナの部分に仮置場として災害廃棄物が山のように積まれております。車が何台か停まっているのが小さく見えると思えますが、それと比較して山がどれだけ大きいか分かります。これは先月空撮で撮ったものです。反対側から見るとこのような状況です。災害廃棄物の山の高さが10m近くありますが、こういう山が6つほど、ここ一箇所だけでもものすごい量です。

大槌の町中の様子です。波板観光ホテルから防災体制で出てきて、町内に入ったあたりで既に停電しており、津波が来るような状況になったために山の上に逃げました。これがその後の状況です。海はずっとずっと遠くの前ですが、船が流されて町の中まできているような状況です。火災も起こり、すごい煙が上がっておりました。数ヶ月経ちますと、いくらか片付けられてきて、少しこのようにものが無くなってきているような状況です。

水門の向こう側が漁港になっていて、そこがまた別の仮置場になっております。漁港と加工業をやっている団地が集まっていた場所ですが、たくさんのがれきの山ができています。ここは以前海づくり大会ということで天皇陛下も訪れた場所ですが、面影もないほどのがれきが積まれている状況です。先ほど火災の煙が出ている写真を見ていただきましたが、釜石市と大槌町の消防署と警察署は津波で一気に庁舎がやられたためにすべての車が流されてしまいました。火災を消すにも消防車が無いという状況で、それを助けていただいたの

が実は大阪府の消防署です。大阪府の消防署と警察署の方がたくさんの車で乗り込んできていただきまして、消火活動をしてくださいました。本当に、本当にありがたいことでした。その後は車が無いということでそのまま大阪府の消防車やパトカーを置いていっていただきました。そういう支援を受けまして、大槌町や釜石市が復興しようというような状況になってきているわけです。何しろ独自に何かしようとしても、これだけ町が壊滅してしましますと、役場の職員も少なくなって人手も足りない。そういう中で他の都道府県のお力をお借りできるということは非常にありがたいことです。ですから、がれきの撤去をこれからしないといけないわけですが、こうしてお招きいただき現地の状況をお話出来ることは本当にありがたいことだと思っております。

このがれきですが、実は単なるがれきというのとはちょっと意味が違うのです。阪神大震災で被災を受けられた方もたくさんこの中にいらっしゃると思います。1月に阪神大震災がありまして、私も3月に三宮の現場に行っております。そのときに非常に衝撃を受けました。三宮の駅が崩れて落ちているとか、がれきが道路に散乱している、神戸市役所の中には寝泊りをされている方もいらっしゃる。そのような状況を目の当たりにしていますので、今回の震災のときにはそのときの情景が記憶によりみがえりました。ですから、そこから復興していった阪神の方々の力や熱意を、我々も持って頑張らないといけないのだなと思って、今まで取り組んできています。このがれきですが、写真で見ればただのがれきですが、この中にたくさんのお亡くなりになった方々が埋まっています。先ほどの仮置場の山を作るのに数ヶ月かかっております。ひとつひとつ取り除いては探すわけです。その探す作業に本当に時間がかかりました。そういうのを終えないのがれきを集められないのです。がれきを集めるに当たっては自衛隊の方や警察の方やたくさんの方々の力を借りて集めていきましたが、非常に時間がかかる作業を経て、今の仮置場があるわけです。ですから、地元の方々からは早くがれきを無くしていただきたいと、非常に強く要望を受けます。この要望を受ける理由のひとつは、やはり弔いたいというお気持ちがあるのだと思います。がれきの山がいつまでもある。そこには自分たちの知っている方々が亡くなってしまったという情景がどうしても浮かんでしまう。だからこそ、早くがれきを処理していただきたいということで、日々要望があります。ですから、私たちもあちこち奔走して是非とも処理を進めていただきたいというお話をさせていただいているという状況です。いろんな方々のいろんな思いがここにはあるということをご理解いただきたいと思っております。

現在、岩手県のがれき量は約435万トンと推計されております。お手元の資料5の中ほどに処理の概要版が載っておりますが、この処理計画を8月30日に被災市町村の首長、国の機関、岩手県を含めて策定したところです。435万トンというのは岩手県の全体の市町村から出る一般廃棄物の量の9年分に相当する量です。すべての岩手県の施設をフル稼働させても9年間かかる量が現在あるということ、それを通常の余力を使って処理をしていかなければならないのでどうしても現状では処理をまかなえないという状況です。

この435万トンのうち、約6割が柱材・角材、可燃物の混合物、不燃系の混合物です。この6割を占めるものの一部の広域処理をお願いしたいと考えております。被災現場から市町村が設置している仮置場への集積が8割以上完了しております。これから二次仮置場と称して新たな中間処理のラインを設定して、そこで丁寧に分別をして、泥を落としたり、破碎をしたりとかそういう作業をした上で、処理先に出していくという流れを作っております。現在この二次仮置場における中間処理のプラントラインにつきましては、6箇所設置する予定ですが、3箇所はすでに稼働が始まっております。このように丁寧に分別や破碎処理を行っ

た上で、処理先の受けていただけるところに見合った形に加工した上で出していくという計画です。資料の処理計画（概要版）にもありますが、岩手県内にある施設の余力を最大限にフル稼働させるということで、内陸の市町村や民間業者の方々ともお話をしております。仮設焼却炉も現在建設中です。こうしたものをフル稼働させてもなお、かなりの量が処理しきれないという状況ですので、何とか広域処理をお願いしたいと考えております。

広域処理に出していきたい量につきましては、処理計画（概要版）の2ページ目の真ん中のところ、3. 県内の処理・処分能力（1日あたり）の下のところ、広域処理量ということで灰色の網掛けになっておりますが、柱材・角材で47万トンあまり、可燃物2万9千トン、不燃物7万3千トンあまりとしております。こうしたものの一部をお受けいただければありがたいということです。林がなぎ倒されたり木造建築が多いですのでその柱材が大量にあります。大まかに広域処理量としては57万トン程度、そのうちの一部を受けていただけるような形ということです。

やはり一番のネックになっているのは、皆さんご存知のとおり放射能です。処理計画（概要版）の2ページ目の下のところ、岩手県で測定した数値を載せております。その数値につきましては、環境省に提出して、環境省の検討委員会でいろいろ見ていただいた上で、「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」が8月11日付で出ておまして、10月11日に一部改訂となっております。この中で、岩手県の災害廃棄物の中で放射線量が高かった陸前高田市のものを用いた試算を行っております。ガイドラインの5ページの表5に災害廃棄物の放射能濃度があり、陸前高田市では繊維で1,480Bq/kgという数字が出ておりましたけれども、これは組成比で0.4%ということで、可燃物の全体で見た場合には104Bq/kgに該当するということでした。これを焼却した場合、飛灰に33倍で濃縮がかかるという前提で考えますと、表6のとおり飛灰の放射能濃度は3,450Bq/kgになると評価していただいたところでした。埋立上の問題は8,000Bq/kg以下ですから問題はないということでした。

その後、岩手県でもいろいろ焼却処理をしておりますが、たとえば表7の宮古市の清掃センターです。通常の状態、つまり災害廃棄物を入れずに家庭ごみだけを焼却している状態で測定したのが9月9日の測定値として載っておりますが、主灰からは不検出、飛灰からは151Bq/kg。そこに災害廃棄物を約1/4入れて焼却した場合ですと、9月14日の測定値で主灰で10Bq/kg、飛灰で133Bq/kgということです。想定しているほど放射能が検出されるかというと、ほとんど検出されていない状況です。従いまして、この数値であれば全く問題なく埋立もできるということがお分かりいただけると思います。

また6ページ目に太平洋セメントでの測定値が出ています。岩手県の大船渡市にセメント工場がございまして、キルン炉に陸前高田市、大船渡市という岩手県の沿岸南側の二市の災害廃棄物を入れて焼いているのですが、こちらでは100%災害廃棄物のみを焼却しております。焼却灰の結果は主灰で194Bq/kg、飛灰で905Bq/kgということでした。検討委員会で検証していただいた数字と比べましても、ぐっと低い数字ということが分かっております。セメント工場ですから、こうしたものをセメント原料として使っていきますので、将来的にはセメントとなって復興の資材という形を目指しております。いずれにしても現地で焼却した結果を見ましてもほとんど想定よりもずっと低い数値であることが分かってきておりますので、こういったことから安全性についても一定の確保ができるだろうと想定しております。

最後に昨日、一昨日のニュースにもなりましたが、岩手県の災害廃棄物が東京都で、初めて東北以外での受入ということでスタートしております。これは宮古市の藤原埠頭というところにあるがれきを選別してコンテナに積んでいる様子です。このコンテナに積みなが

ら、東京都から専門の放射能測定の方が来ておりまして、1時間おきに空間線量を測定したり、コンテナからどれくらい放射線が出ているかということでコンテナの壁から距離をとるなど各測定場所を設定した上で測定をしておられました。こうした測定値は今後東京都環境局のホームページ上にも全部公表されていくということになっております。これが盛岡市に運ばれてきて、トラックから鉄道貨車に載せる場面の写真です。こうした形で昨日東京都に到着して、現在ではそれぞれの受入していただける処分業者で作業がはじまっているという状況です。作業につきましてもそれぞれ測定値が出てくるということになっておりますので、今後東京都環境局のホームページを通じてご覧いただけるかと思えます。

私からは以上ですが、こういった状況を踏まえまして、非常に難しいお願いであるかもしれませんが、何とか処理をお願いしたいというのは、被災地の地域住民からの願いでもあり、我々行政としての願いでもあります。なかなか一定のご理解をいただくということが難しい状況であるかとは思いますが、しかしながら、こうした支援をいただかなければ、復興していくことが出来ないという状況をご理解いただければと思います。以上です、ありがとうございました。

山本座長 黒田課長、どうもありがとうございました。ご自身も津波で目の前で町がつぶれていくあたりをつぶさに見ておられて、本当に心中察するに余りあるという言葉しか思いつきません。見せていただきました写真を見ましても、本来であればシーサイドという、みんなの憩いの場であり、漁業の基地でもあるべきところにごみ如山積みになっている。これは何とかしないといけないと私も思います。放射能の話がメインの会議ですが、その前の気持ちとしてこれは大変なことで何とかしないといけないという気がいたします。それからデータとして放射能の測定をされているという話ですね、8,000Bq/kgという数字が環境省から出されておりますが、それが我々のめやすとなる数字としてあるのですが、それよりもかなり低い数値が出ているということを説明いただきました。あとは東京でも動き出したということです。先生方、何かご質問やご意見ございましたらお願いします。

飯田委員 廃棄物を、木材とか紙類とか繊維類とかに種類分けをされ、その種類ごとの放射能汚染の程度のデータはありますか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 はい、あります。岩手県では被災した12市町村のうち、7市町村が岩手県に処理を委託している状況です。従いまして、この7市町村については県で責任を持って処理をするという前提に立っておりますので、県が放射能の測定を行っております。それが先ほどご説明いたしました概要版に載っているものでして、これらにつきましては現場の仮置場からかなりの量のサンプルを取り出して、細かくものを分けて、それぞれについて測定を行っております。たとえば処理計画（概要版）3ページに災害廃棄物の処理のバランスフローというものを示しておりますが、一番左端のところは現場における状況です。木くず、紙くず、繊維くずといったものが現場にめちゃくちゃに置かれています。これをおおまかに7分別に整理しなおして、市町村の設定する仮置場、ちょうど真ん中の枠になりますが、そこに動かしていく。これが8割くらい完了している状況です。この一次仮置場に集まったものを取り出して放射能測定をしております。個別の測定値が概要版に載っているような値でして、それぞれごみの中にどれくらいの量が入っているかという組成比も測った上で放射能測定をしている状況です。

飯田委員 放射能による汚染が高いものと低いものが明らかな場合は、放射能の汚染の程度が高いものを別途除去してということはあるのでしょうか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 現時点では一次仮置場で粗選別をしている状況です。それが

この7分別でして、それらからまた細かく分別をする二次仮置場というところに動かしてまいります。二次仮置場に動かす際には、先生がご質問されたように丁寧な選別、分別をする予定です。ですので、現在は各市町村の仮置場においては、おおまかな粗選別の状況です。それ以降はきちっと選別をした上で、受けていただける処理先の求める形にしていくという作業が二次仮置場で行われるということになります。

山本座長 よろしいですか。他の先生方は何かありませんか。

藤川委員 現地の焼却場で実際に焼却されているものもあるということですが、焼却場の周辺の方々から何か放射能に対する不安とかはお聞きになっているのでしょうか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 はい、現時点では特にそういった不安については上がってきておりません。もちろん事前に、焼却をはじめの前に市役所等、たとえば太平洋セメントの場合ですと、市役所を通じて近隣住民にもお知らせはしております。また宮古市の場合も同じように近隣住民や処理施設の周辺の自治組合等を集めた説明会を実施しております。一定のご理解をいただいた上で作業しているという状況です。

児玉委員 焼却施設というのは通常のごみの焼却施設をそのまま使われているということでしょうか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 はい、そのとおりです。太平洋セメントの場合は、セメント焼成をするプロセスにおいて、産業廃棄物をこれまでも受入しておりまして、そのプロセスに災害廃棄物を入れているという形です。現時点ではまだ焼却処理でして、今日からセメント焼成のプロセスが開始される予定です。また宮古市も通常の焼却炉、今後受入をしていただく内陸の市町村についても通常の焼却です。専用となるのは現在建設中の仮設焼却炉のみです。

山本座長 ありがとうございます。分別と平行して測定をずっとされているというお話ですが、これはルーチンのようにずっとされているわけですね。

黒田災害廃棄物対策特命課長 現在は空間線量を測ったりするくらいですので、Bq数については外にお出する際に環境省のガイドラインのマニュアルに沿って測定をする必要があると考えております。

山本座長 空間線量のモニタリングはルーチンとしてやられていると考えてよろしいですか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 厳密に言うと、廃棄物が置いてある仮置場ごとに測定しているというわけではありませんが、空間線量率については岩手大学が測定しているものに関してもホームページで公開されておりますし、また文部科学省の測定についてはすでに終わっております、11月中旬をめどに公開される予定です。

山本座長 昨日、一昨日くらいに東京都で受入が動き出したという報道があつて注目しているのですが、サーベイ（測定）しているところが映っておりましたね。ああいうことも岩手県の方がされているのですか。あれは東京の職員がやっていたのですか。どちらでしょうか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 2日からの搬出に関してはすべて東京都環境整備公社の職員および東京都が委託した測定業者がやっております。

山本座長 そういう契約というか、約束事としてそうなっているのですね。

黒田災害廃棄物対策特命課長 はい。東京都はやはり広域処理として広く受ける第一号ということで万全の体制で臨むということでしたので、このような形を取っております。

山本座長 分かりました。先生方、他にありませんか。

委員一同 (うなづく。)

山本座長 それでは、貴重な資料を見せていただきまして、また現地の様子も、今まで絵が無かったのでよく分からなかったのですが、少しは分かりました。どうもありがとうございました。

次に具体的な論点について順次進めてまいります。まず、前回は議論いたしました、線量限度について議論したいと思います。前回は8,000Bq/kgというのが、どうやって決まったのかという議論をいたしまして、一定のモデルについて計算をした結果が8,000Bq/kgになっているという内容についてフォローしたということですが、実際に大阪でやろうとしていることに則した計算をやったほうが良いのではないかという意見が出ましたので、大阪でもし処理するとなれば、このようになるのではないかといった実態に基づいて試算をはじめたというようなことを事務局から聞いております。事務局からこれについて説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

小西主査 資源循環課の小西と申します。資料6-1は直接埋立処分シナリオでの試算、資料6-2は焼却処理シナリオでの試算です。

私からは資料6-1直接埋立処分シナリオによる試算について説明させていただきます。まず、資料6-1(参考1)をご覧ください。大阪府内の市町村の焼却工場で焼却をした場合、焼却灰の埋立先として大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立場の可能性がります。この場合、海に投入する話ですので、ここに本当に埋立するのかどうかというのは、この先の検討の結果で変わる可能性があるかと思ひます。しかし、試算するにはどこか仮の想定を入れなければならないので、まず大阪湾広域臨海環境整備センターの作業の実態をいくつかお聞きして、前回からの短い日数で試算が出来た分のご紹介をさせていただこうと思ひます。

まず、前提として今回の試算に使わせていただいた大阪湾広域臨海環境整備センターについてご紹介いたします。大阪湾広域臨海環境整備センターが設置された目的は、廃棄物の適正な処理と港湾の整備の両方を目的としております。廃棄物を埋めて土地を活用するという、いわゆるごみが甦るフェニックスということで、通称フェニックスセンターやフェニックス計画と言われてたりしています。大阪府だけのものというわけではなく、出資団体や広域処理団体区域というところを見ていただきますと、近畿2府4県168市町村や港湾管理者というのが出てきますけれども、みんなで共同で持っているものということになります。尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の4つの処分場があるのですが、大阪府域で発生した焼却灰は今は大阪沖に処分されています。処分場は海にありますからいったん集めて船で運ぶために、基地というところがあるのですが、大阪の場合は大阪基地と堺基地が使われております。

3ページの廃棄物の流れというところを見ていただきますと、フェニックスセンターではまずダンプで来たものの重量を測って性状を検査して、それを、ダンプから船に落とすという感じで船に積み込みます。それから船が海の沖にある処分場まで行きまして、そこから埋立処分になるという流れです。

4～6ページに実際の作業状況を載せています。11 受入基地の状況 (1) 船舶への積込状況というところで、ダンプが後ろ向きに入って船に向かって落とすというふうになっています。(2) ストックヤード内での作業とありますが、海が荒れる等して船が出せないときは、こういう広い一時置場が基地には必ず付いておりますので、ダンプからストックヤードにいったん置いておいて、船が出せるようになれば船に積んで埋立場に行くという作業があります。12 揚陸と埋立作業とありますが、船が処分場に横付けされて重機でダンプに移して、そのダンプが海に廃棄物を入れるという作業があります。

資料6-1を見ていただきますと、今回試算した3つの作業者について書いています。一

番上にNo. 82-1、83-1、84-1というのがありますが、この82、83、84というのは前回の検討会議の資料6-2(参考1)として出した、環境省災害廃棄物安全評価検討会(第3回)の資料4の経路の番号と合わせております。「O-1(ハイフン1)」となっているのが、先ほど申しました廃棄物を積んだ船を運転する人を想定したものです。備考というところにとどのような想定を入れて計算をしたかということを書いておりますが、船には焼却灰や汚泥が実際には入るわけですが、船に焼却灰が全部入ったと仮定しております。長さ40m、幅15m、深さ5mの入れ物がある船ですので、そこに焼却灰が全部入っていて、人は短い側(幅15m側)にいる。船の入れ物には鉄板が使われていますので、2cmの鉄板が使われていると想定を入れております。作業時間のところ、実際の作業時間は分からなかったのですが、休憩時間を除くと労働時間は1日6.5時間、年間250日くらいになるということなので、この想定で計算しております。

続きまして82-2は船が動かないときにストックヤードで作業をする方について計算をしたものです。ストックヤードの大きさが130m×35mで、2cmくらいで広く薄く焼却灰が積もっている、実際には汚泥等も混ざるのですが、すべてが焼却灰で積もっている、その上に人がいるというような想定でしています。

それから一番下は、埋立場まで行ったときに最後にダンプに積替えて海に投入すると申し上げましたが、そのダンプを運転する人について試算をいたしました。長さ4m、幅2.5m、高さ2mのダンプの荷台と想定しました。人はその短い側(2.5m側)にいるということで、車は3mmくらいの鉄板で遮蔽されているとしました。作業時間としては、行きは岸壁に付いた船からダンプに灰を積んで、埋めるところまでは灰が載っていて、戻りは灰が載っていないということで、1日7時間の作業時間のうち半分と想定しております。

資料6-1を一枚めくっていただいて【参考】というところの次のページに、細かい式と数字があると思います。たとえば船の運転者の外部被ばくの計算は、前回の会議でこの式は妥当でしょうということでしたので、上のほうにその式を書いておまして、Dext(i)やCw(i)等ありますが、ここにどういった数字を入れたのかということを書いております。国と同じ場合もありますが国と違う場合もありまして、太字にしているものが大阪府の実態に合わせた国とは違う数字を入れておまして、太字でないものは国の資料のままの数字にしております。そのような数字を入れて計算した結果が資料6-1の表紙です。たとえば82-1の船を運転する人の外部被ばくは、焼却灰中濃度あたりの年間被ばく線量が $5.6E-2$ と書かれていると思いますが、 $E-2$ というのは 10^{-2} ということですので、 5.6×10^{-2} mSv/y per Bq/g、つまり1Bq/gあたり0.056mSv/yということになります。1Bq/gあたりのmSv/yが 5.6×10^{-2} なので、年間1mSvの被ばく量に相当する焼却灰中の濃度はいくらかということ、それをひっくり返しますと17,857 Bq/kg。つまり17,857 Bq/kgの焼却灰だと年間1mSv相当という試算になります。

すべて同じような計算になるのですが、これだと少し分かりにくいかなと思ひまして、裏面の【参考】というのを用意しております。先ほど焼却灰が1Bq/gのときの被ばく線量が 5.6×10^{-2} mSv/yという試算と申し上げましたけれども、それがもし3,000Bq/kgだったら、5,000 Bq/kgだったら、8,000 Bq/kgだったら、というのを参考として付けております。国は8,000 Bq/kg以下ということで試算されていますが、その場合、今回の試算では船を運転する人の外部被ばくは0.45mSv/yと試算されるということになります。直接埋立処分シナリオの説明としましては以上です。

舟橋総括主査 資源循環課の舟橋と申します。引き続きまして、焼却処理シナリオについて

説明いたします。資料6-2をご覧ください。先ほどの直接埋立処分シナリオと同じスタイルで資料を作成しております、表の左端のNo. というのは国の影響評価と同じ番号をつけております。ここでは焼却灰の積み下ろし作業と焼却灰の運搬作業ということで2つの作業について書いております。

まず、資料6-2（参考1）にどんな作業をするのかということについて、焼却施設における作業への影響としてまとめておりますので、それをご覧くださいと思います。一つ目の丸は、国の8,000Bq/kgという基準の前提条件が、1日8時間で年間250日のうち半分の時間を廃棄物の側で作業するという事です。二つ目の丸に、作業者の安全確保ということで電離放射線障害防止規則というものがあまして、黒丸のような条件があれば適用されるということで、参考として書いております。三つ目の丸ですが、焼却施設における維持管理状況ということで、焼却工程につきましてはほとんどが自動運転をしております。そのうち、焼却炉でゴミを燃やした後に特に濃度が高くなる焼却灰を扱う工程に着目してまとめております。各市町村の清掃現場におきましては、焼却灰や飛灰（燃やしたものを排ガス処理装置で集じんだもの。）の搬出コンベアや磁選機（左下の写真。灰の中の金属分を除去する装置）、飛灰処理装置（裏面の写真。薬品添加、キレート処理等をして安定化させて溶出しないような処理をする装置）、あるいは排ガス処理施設等の機械というようなものについて、いろいろと点検をしておられ、これが大体作業時間として1日あたり1時間から2時間くらいであるということです。施設内の作業環境につきましては、法令に基づいて、粉じんは年2回、ダイオキシンは年1回測定をしておられます。今回試算した灰の搬出は、基本的には建屋内でクレーンや灰だしホッパー（右下の写真。四角いコンクリート状のもので、その上に灰を置いて車一台分が溜まると、下にバンカと呼ばれる出口が開くようなものがありそれが開いて、車一台分（約10t）の焼却灰・飛灰を落とす。）により、運搬車に積み込み搬出するという作業です。

裏面を見ていただきますと、【参考】ということで飛灰がどのように処理されていくかというプロセスを簡単にまとめております。先ほど申しましたように排ガス処理装置のひとつである集じん装置に集められた飛灰というものは、まず飛灰貯留槽（写真：左）というところに集められまして、貯留した飛灰を定量的に混練機（写真：右）と呼んでおりますが、飛灰と薬剤と水を加えまして練って重金属等が溶出しないように安定した処理物にして最終的にピットに持ってきます。飛灰の処理に関しましては、先ほど申しました薬剤処理やコンクリート処理、スラグ化する熔融処理というようなものがあります。次のページには主灰ということで、これはストーカ式という標準的な炉について説明しております。焼却炉の中で燃やした後の主灰はまずコンベアに落とされまして、そこには水を溜めておりますので灰は冷却されます。先ほどご説明した磁選機を通りまして、最終的に焼却灰のピットに保管されます。

焼却灰の搬出ということに関しましては、先ほどご説明しましたホッパーに置きましてそこで溜めて、車一台分が溜まった状態で左下の写真のように展開する部分がございます、そこが展開して、右側にありますようなダンプトラックに積む。ダンプトラックはカバーできるようなものが用意されているというような状況です。

資料6-2に戻りまして、それらについて国が示している計算式に基づいて、大阪の実状に合わせて計算した結果を書いております。No. 26~28というのは焼却灰の積み下ろし作業、No. 30については焼却灰の運搬作業についてです。

1 ページめくっていただいて、No.26 の焼却灰積み下ろし作業外部について書いており

ます。国の試算と違う部分を太字にしております。年間作業時間について、国のほうは大体500時間ということですが、今回のようにホッパーというようなものになりますと、ホッパーの上に乗せるまではほとんど自動、あるいは遠くの操作盤から操作するということとなりますので、実際には運搬車が入り込んだら近くに行き開閉ボタンを押すということで1回あたり10分くらいということ。1年間にごみを10万トンくらい処理するようなところでしたら、年間で750回くらいということになりますので、それらをベースにしますと年間125時間くらいということ。セシウムの外部被ばくに関する線量換算係数については、国とは若干違っていて、トラックの形状に合わせて4m×2.5m×2mの直方体のうち、面積の広い4m×2mの面の表面から1mということであれば、セシウム134で0.18という数字を使っております。セシウム137ですとその下に書いておりますように0.067となります。

それらを各工程ごとに計算してまとめたものが資料6-2の表紙ということ。単位焼却灰中濃度あたりの年間被ばく線量と書いてありますが、国の資料では焼却灰ではなく、ごみそのものの濃度となっておりますが、こちらでは焼却灰若干変えております。その右に年間1mSv相当程度になるとどのくらいのBq濃度になるかということを書いておいて、26 焼却灰積み下ろし作業員外部ですと47,619 Bq/kgになるということ。運搬作業員ですと11,494 Bq/kgになると年間1mSvになるということ。裏面に埋立処分シナリオと同じような考え方で3,000 Bq/kg、5,000 Bq/kg、8,000 Bq/kgの場合ということで、焼却灰の積み下ろし作業員の外部、吸入、直接経口摂取をすべて足し合わせても8,000 Bq/kgの場合で0.17mSv/yということでした。運搬作業員の方ですと、8,000 Bq/kgで0.70mSv/yになるということ。年間1mSvに至らないというような試算です。以上で説明を終わります。

山本座長 ありがとうございます。もし灰を持ってきて作業をしたらどれくらいの被ばくを受けるのかということを綿密に計算してみたということですね。ただ、シナリオ的にはまだやるべきことが残っているかもしれないということですが、かなりきつそうところから計算していただいたということですのでよろしいですね。

小西主査 今回期間が短かったので実態がすぐに捉えられるものから試算させていただきました。シナリオはまだまだたくさんあるわけですが、まずは実態がすぐ掴めるものからさせていただきました。

山本座長 分かりました。先生方、何かご質問ありますか。

飯田委員 特に内部被ばくに関する吸入とか直接経口摂取に関して、放射線業務従事者は普通マスクや防護服を使って作業するのですが、この計算ではどういう条件になっているのでしょうか。通常の簡易型のマスクをして作業着というような条件でしょうか。

小西主査 吸入と直接経口摂取の係数については国の資料をそのまま持ってきておいて、時間だけをこちらで変えております。国のほうではよくある作業のケースを係数としておりますので、おそらく普通の作業の場合はマスクがあるとかそういうのは入っているかと思うのですが、確認はできておりません。

山本座長 式を見る限り、空中の濃度をそのまま吸い込むという式になっているのですが。

藤川委員 式を見る限り入っていませんね。

飯田委員 そうすると実際にはもう少し低くなるということでしょうかね。

藤川委員 一般にこういう方はすべてマスクをされますよね。

小西主査 はい、しますね。

藤川委員 ですから、安全側だとは思いますが。関連して岩手県の方にお伺いしたいのですが、

岩手県では実際に作業者が作業されていると思いますが、放射線の測定までされているのであれば、どのような結果が出ているのか知りたいです。

黒田災害廃棄物対策特命課長 現実的には作業者ごとにバッジを付けるようなことはしておりません。空間線量を測って有意に高くないから大丈夫というような確認の仕方です。

藤川委員 具体的な空間線量が分かれますと大阪府の場合も非常に役に立つと思うので、そういったデータをまたご提供いただけますか。焼却場とか焼却灰処分場ですね。

黒田災害廃棄物対策特命課長 たとえば太平洋セメントですと確か空間線量を測っているのですが、それ以外の場所ということだとあまり無いと思いますので、持ち帰って検討いたします。

児玉委員 確認ですが資料6-1の直接埋立処分の「直接」というのは、がれきをそのままというわけではないのですよね。

小西主査 直接埋立処分シナリオというのはがれきをそのままというシナリオです。それを今回、大阪府の場合は焼却灰をそのまま埋め立てる場合はという計算に使っています。

児玉委員 ですから結局焼却はしているということですよ。

小西主査 はい、焼却した後の灰を埋めるという計算に使っています。計算の途中で焼却の部分は入っていません。

児玉委員 分かりました。

山本座長 先ほど議論があった吸入したかどうなるのかということ、式を見ると空間にこれだけ舞っているという値があって、それを作業者が1時間あたりどれだけ吸い込むかという値が書いてあって、マスクのことは何も書いていないので、これはマスクをしないで全部吸い込んだらこうなるという計算だと思います。当然マスクをされると思うのですが、岩手県でもこういった仕事をされる方は当然マスクをされていますよね。だから、マスクの効率がどれだけあるのか知りませんが、これよりも下がるはずだということで良いのではないかと思います。確認はしてくださいね。

数字がたくさん出てきたので振り返りますと、資料6-1の最初のページに出てきています1 mSv/y 相当程度というところに上から数字がたくさん並んでいる。一番上に17,857という数字が出ていますが、これをどう見るかということ、17,857 Bq/kgの灰があれば、こういうシナリオでは1 mSv/y になってしまうと。ですから8,000 Bq/kgという数字がガイドラインで出ておりますが、8,000 Bq/kgではなく17,857 Bq/kg 持ってこないで1 mSv/y にならないということによろしいですね。

小西主査 はい、そのとおりです。

山本座長 もうひとつは82-1、83-1、84-1と3つまとめられているのは、同一の作業者が外部被ばくを受ける、吸入してしまう、指を舐めてしまうと。そういったことを同一の人がもし全部やってしまったとしたらというか、避けられないこととして考えるのですが、その人がどうなるかというのは裏を見るのですね。何が言いたいのかということ、17,857と37,037,037と2,173,913を足し算や引き算で評価できないということですよ。

小西主査 ここは足し算できない。

山本座長 ですから足し算というので見ようとすると裏を見るということですよ。たとえば3,000 Bq/kgの場合であれば、船を運転する人の外部被ばくは0.17mSv/y、吸入では0.000081mSv/y、経口摂取では0.0014mSv/yを受けると。これは足し算できますね。8,000 Bq/kgを基準にすると、0.45と0.00022と0.0037を足して、これが1以下であれば安全側だということですよ。

小西主査 はい。

山本座長 埋立の場合と焼却場の場合について今回試算したシナリオに基づく、1にはならないという理解でよろしいかと思えます。ということで8,000 Bq/kgの灰が来たとしても埋立の作業をする人たち、その前段階の焼却をする人たちについては1mSv/y以下を担保できるはずだという結果が出たということですね。

小西主査 今回のシナリオではということになります。また別のシナリオを次までに出来る部分をご用意いたします。

山本座長 作業する人が他にもいるはずですので、それについても今後細かい計算をやってみるという理解でよろしいですね。

小西主査 確認できたものから順にやっていくことになろうかと思えます。

山本座長 先生方よろしいでしょうか。

飯田委員 資料6-2(参考1)にダイオキシンと書いてあるのですが、海水がたくさんかかっているということで塩素が当然入っていると思うのですが、ダイオキシンの関係の心配や調査は何かされているのでしょうか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 はい。津波をかぶっておりますから当然塩分が付着しているという想定に基づきまして、環境省と国立環境研究所の方がチームとして被災当初から毎月入っていただいて、こうしたものの調査をしております。当初は塩分濃度が高いものと3.4%くらいありましたが、その後追跡調査していきますと、今年は非常に梅雨の時期の降水量が多かったこと、台風12号、15号ということでわりと直撃をして雨量が高かったということがあって、現時点ではコンマ以下の濃度であろうということが分かっております。また岩手県としまして、6月の下旬に岩手県の内陸にある第二クリーンセンターという焼却炉で焼却実験を行っております。廃棄物資源循環学会の先生にプランニングしていただいた上で測定しておりますが、その結果でもダイオキシンや塩化水素の発生については問題が無く、高くならなかったということで検証がなされております。

山本座長 ありがとうございます。それでは資料6-1、6-2に基づいて内容を見せていただいて議論した結果、今日は一部しか出てないということですが、予想される大阪府の作業の実態に則して、いろんなシナリオについて計算を詰めていって、基準は1mSv/y、これが担保されるかどうかというのをチェックしていけばいいのではないかとということによろしいですね。事務局のほうで細かい計算について詰めていっていただきたいと思えます。最後にダイオキシンのご心配もありましたが、それも岩手県のほうでチェックされておられて、廃棄物資源循環学会でもチェックしていただいているということですので、その辺のデータで公表できるものがありましたら見せていただいて参考にさせていただきたいと思えます。

そうしましたら次の議題ですが、処理の各工程ごとの論点についてということで、受け入れる廃棄物から運搬、焼却、埋立という各工程ごとの議論をしてまいりたいと思えます。資料7について、区切りのいいところまで事務局から説明をお願いしたいと思います。

佃課長補佐 資源循環課の佃です。まず、処理処分の関係で埋立処分のシナリオを出したのですが、最終処分について若干説明させていただきたいと思えます。府で現在検討をしている最終処分場というのは、先ほども説明しましたとおり、大阪湾のフェニックスですので、海面埋立処分が基本と考えております。ただ先般の会議でも資料として簡単に説明させていただいている国からの通知では、放射性セシウム濃度8,000 Bq/kg以下の埋立処分について、焼却灰と水がなるべく接触しないような対策を考慮することや、セシウム自体が非常に土壤

の層に吸着しやすいという性質もあるため、土壌の層の上に焼却灰を埋め立てる等のより安定した状態で埋立を行うことが望ましいとなっています。国はこれまで陸地での埋立の取り扱いを出しておりますが、海面埋立処分場での埋立について、安全に埋立できる可能性等も含めて今後国で個別に対応していくという国の通知の記述について、府としましては海面の処分の取り扱いについても早期に検討してもらうよう要請をしております。

といいますのも、9月に国も発表しておりますが、群馬県の伊勢崎市の最終処分場の放流水から放射性セシウムが線量限度を超えて検出されたということがありました。この報道に関して、資料7-1（参考）の2ページ目に群馬県が取りまとめた資料を出していますが、別表の伊勢崎市第Ⅲ期最終処分場の放流水の9月12日で、セシウム134が69 Bq/kg、セシウム137が80 Bq/kgというのがあります。注3に放射性セシウムが線量限度を超えているかどうかという換算式がありまして、排出水中の放射性セシウム134の放射能濃度と排水における放射性セシウム134のみの線量限度の割合と、同様にセシウム137の割合の合計の3ヶ月平均値が1以下であれば、十分に放射性セシウムの線量限度以下になるということで、これをめやすに排水処理をしていけば問題ないということ国から言われておりまして、伊勢崎では1.08ですので線量限度を超えたということで報道されました。群馬県に問い合わせいたしますと、伊勢崎の処分場というのは今年4月より新たにスタートした最終処分場で、まだ埋立物が非常に少ない。焼却灰とコンクリート固化した飛灰を投入している処分場です。一番底に遮水シート、その上に礫を置いた状態のものに、焼却灰や飛灰の処理物を入れて、ある程度溜まったらその上に土壌を覆土するというような最終処分場の形態を取っています。まだ処分量が少なかったため、その上に土壌層を中間覆土していないという状態の中で、7月から9月にかけて大量の雨が降ったということで処分場の排水処理施設を通らずにそのまま越流して流れた。最終的には処理水と越流水が混ざった放流水を測定した結果ではないかというようなことが現場で確認されました。そういうことで埋め立てればすぐに覆土しなさいという通知がなされました。

ただ、この場合でも埋め立てられた焼却灰から放射性セシウムが溶出した可能性もあるということを契機に、大阪府の想定しているのは海面処分場ですので、府としましても早く海面処分場での処分の方法についてもしっかりと出させていただくように国に強く要請していく必要があると考えております。

山本座長 時間の関係もありますので、ここでいったん切らせていただきます。先生方、何かありませんか。

藤川委員 海面埋立処分の取り扱いということで、これは8,000 Bq/kgを超えて100,000 Bq/kg以下の焼却灰についてということによろしいでしょうか。

佃課長補佐 8,000 Bq/kgを超えた焼却灰の通知の中で参考的に海面埋立処分場の取り扱いについては個別でやっていきたいということが書かれていただけなので、8,000 Bq/kg以下も含めてです。

藤川委員 国の方針がいつ出るかということもあるかと思いますが、実際に岩手県も廃棄物をかかえてお困りだと思うのですが、スケジュール的にどういうふうにお考えでしょうか。国の意見を待つばかりにするのかということですね。

佃課長補佐 まずは国にその他の質問も含めて投げかけていますので、その中でも最終処分の行き先というのは、府にとっても近畿にとっても大きな問題ですので、早期に検討を進めてもらいたいというようにしていきたいと考えております。途中経過でも出てくるようであれば、府としてもそれに沿って考えていきたいと思いますが、現段階では国の処分の

方法や取り扱いについて早く出していただきたいと。これは大阪府だけでなく、他府県でも海面処分場を検討しているところがありましたので、そういうところも当然同じような考えであると思うので、府としては国に働きかけたいと思っております。

山本座長 国が何を言うか待つしかない。そういうことですか。

佃課長補佐 国のことを待っていてはという思いもあるのですが、ただかなり重要な要素ですので、その辺の見解を見て、府としてはそれ以上の安全を考えたいと思っております。またフェニックス処分場は先ほど説明いたしましたように大阪府の処分場ではありませんので、他の府県やいろんな関係者との調整もありますので、そういう部分でも府だけの考えでは進まないのではないかと考えております。

磯田資源循環課長 埋立の部分については確かに国でまだ方針が決まっていない。特に我々が埋立最終処分場考えている海面処分場の大阪湾フェニックスの大阪処分場ということではまだ国の方針が定まっていませんので、現時点ではペンディング（保留）の形で先にそれ以外の部分についてこの会議の中でご検討いただきまして、国の方針が出てきた段階でこの会議の中で決めるのか、あるいは海面処分場以外に処分の方法があるのかどうかということも含めて、我々行政の立場で検討したいと思っておりますので、そのあたりの検討状況も含めてご説明できる時が来れば説明をさせていただくということで、まずは最終処分の部分はとりあえず置いておいて先に他のところをご検討いただけたらというように考えております。

山本座長 海面埋立処分場以外であれば当然陸地になるわけですね。陸地につきましては、今日ずっと議論しているようなシナリオを詰めていけば、話が詰まってくるということで問題ないと思います。あと水が出てきたというようなお話、これについては出来たばかりの状態であったりだとか、そういったことがあるかと思いますが、注意すれば陸地のほうは何とかなるかなと思います。先生方いかがでしょうか。

児玉委員 国の方針が出ていないということですので、ペンディングという形にはなるかと思うのですが、他のところを先にやるとしても最終処分をどうするかということは今から考えておかないといけないことだと思います。陸地で何か出来る方法というのを今から模索しておくということは重要なことではないかと思えます。

山本座長 陸地でやることを。

児玉委員 何とかそういう方法はないかということは今から検討していくと。最後のほうになって慌ててやるのではなく、今からそういうことも。

山本座長 海のほうですか。

児玉委員 いえ、陸地のほうですね。海はどうか分かりませんからペンディングということになっていますので。座長が言われたように陸ですと今のシナリオでやっていけば何とか最終的なところまでいけるわけですね。そういう方法を何とか今のうちから考えておくということが重要ではないかと思えます。

磯田資源循環課長 どこで処分するかということは具体的な話になりますので、その部分については行政で検討していくということになります。検討会議では先生方にどこがいいというようなことをご議論いただくつもりはございませんので、純粋に放射線に関する影響についてご議論いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

山本座長 時間が迫ってまいりましたのでそろそろ議論を止めないといけないのですが、最後に最終処分地に海というオプションが出てきたのですが、これについてはペンディングということにさせていただきます。ただその前の議論で陸地に埋めるということについては、海に入れるというほど不確定さがあまりなく、今出ておりますシナリオについてしっかり

実状に合わせた計算をやって、安全を見極めていくという方針で進めていきたいと思しますのでよろしくお願い致します。それでよろしいですね、先生方。

委員一同 (うなづく。)

山本座長 それでは今日はこれで時間が無いのですが、最後にその他ということで事務局から何か連絡ありますでしょうか。

黒田災害廃棄物対策特命課長 事務局というわけではございませんが、本日はこちらの会議にお招きいただき大変ありがとうございました。被災から7ヶ月経って今年ももう終わりという状況になっておりますが、いまだなかなか出口が見えない中、本当に被災地としては必死にもがきながら何とか頑張っておりますので、今後ともぜひご支援を賜りながらこの問題についても検討いただいて、一定の見解の中で良い結果が出ることを願っております。本日はどうもありがとうございました。

山本座長 黒田課長、本当に現地で対策が大変だと思いますが、本日はお忙しいところ、来てくださって本当にありがとうございます。何とかお役に立てたらと思います。

次回の日程ですが、事前にお伺いした日程の中で直近でご都合が合う日というのが、11月24日(木曜日)の午後3時以降ということですね。ですので、次回は11月24日の午後3時から開催したいということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

また本日の議論からも、まだ論点の整理に時間が多少かかると思いますので、この検討会議当初は4回くらいの開催ということでスタートしたのですが、もう少し回数が増えるかと思いますが、先生方よろしくお願ひしたいと思ひます。

次回は11月24日の午後3時ということですので、会場については事務局のほうで調整していただくようお願いいたします。

それでは本日の検討会議はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。